

岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会 《 議 事 録 要 旨 》

日 時	平成 26 年 10 月 31 日（金） 午前 9 時～午前 11 時			
場 所	岐阜市中央青少年会館 2 階 研修室 1			
日 程	(1)開会 (2)委嘱状の交付 (3)教育長あいさつ (4)通学区域審議会について事務局説明 (5)正副会長の選出 (6)正副会長あいさつ (7)議事①「厚見小学校及び厚見中学校」並びに「加納小学校及び加納中学校」の通学区域の変更について 議事② 柳津小学校スクールバスのあり方について (8)報告 ①市内小中学校の適正配置・適正規模化について (9)閉会			
	所 属	氏 名	出 欠	備 考
会長	岐阜大学教育学部教授	原田 憲一	○	1号委員
副会長	岐阜市自治会連絡協議会	赤塚 昌紀	○	〃
	岐阜大学教育学部教授	石川 英志	○	〃
	岐阜市自治会連絡協議会	縄田 秀夫	○	〃
	岐阜市PTA連合会	小川 行宏	○	〃
	岐阜市PTA連合会	柳澤 亮	×	代理出席 菅瀬美香
	岐阜市小中学校長会	酒井 政彦	○	〃

	岐阜市小中学校校長会	小林 正徳	×	〃
	岐阜市議会議員	谷藤 錦司	○	2号委員
	岐阜市議会議員	大野 一生	○	〃
	岐阜市議会議員	原 菜穂子	○	〃
	岐阜市議会議員	西垣 信康	○	〃
	岐阜市議会議員	柳原 覚	○	〃
	岐阜市議会議員	田中 成佳	○	〃
	岐阜市議会議員	浅井 武司	○	〃
事務局	職 名	氏 名	出 欠	備 考
	教育長	早川 三根夫	○	
	事務局長	若山 和明	○	
	事務局次長兼教育立市政策審議監	長原 貴幸	○	
	学校教育審議監兼学校指導課長	川治 秀輝	○	
	教育政策課長	中本 一美	○	
	教育施設課長	丸山 政司	○	
	学校保健課長	小栗 昌弘	○	
	学校指導課	鷺見 裕子	○	
	教育政策課	後藤 隆徳	○	
	教育政策課	小川 奈里子	○	

配 付 資 料	① 岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例
	② 岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則
	③ 審議会等の会議の公開に関する要領
	④ 厚見小・中から加納小・中への通学区域の変更について (諮問事項の概要)
	⑤ 大倉町周辺地図
	⑥ 柳津小学校スクールバスの経緯
	⑦ 諮問書(岐阜市と柳津町との合併に伴う通学区域のあり方について)
	⑧ 中間答申(岐阜市と柳津町との合併に伴う通学区域のあり方について)
	⑨ 柳津小から且格小への指定学校変更に関する内規
	⑩ 意見書(柳津小学校スクールバスのあり方について)
	⑪ 柳津小学校スクールバスの概要
	⑫ 柳津小のスクールバス運行路線図
	⑬ 岐阜県内他市のスクールバスの運行状況と乗車児童実態
	⑭ 岐阜市内の自動車交通量の推移
	⑮ 市内小学校通学距離一覧
	⑯ 岐阜市遠距離通学児童生徒通学費等補助金交付要綱
	⑰ 答申に基づく小・中学校の統合再編計画
	⑱ 徹明小学校・木之本小学校の統合にかかる準備状況 別冊 徹明小学校・木之本小学校統合に関する方針

○会議の内容

事務局次長	<p>日程1～3 開 会、委嘱状の交付、教育長あいさつ</p> <p>皆様、おはようございます。事務局次長の長原です。</p> <p>只今から、平成26年第1回岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会を開催いたします。なお、本日は小中学校長会の小林正徳委員が欠席のご</p>
-------	---

<p>教育長</p>	<p>連絡をいただいています。 会議に先立ち、教育長が皆様にご挨拶申し上げます。</p> <p>(教育長 挨拶)</p>
<p>日程4 通学区域審議会について事務局説明</p>	
<p>事務局次長</p>	<p>次に事務局より、当審議会の概要についてご説明申し上げます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(事務局長 概要説明)</p>
<p>日程5・6 正副会長の選出、正副会長あいさつ</p>	
<p>事務局次長</p>	<p>それでは次に、正副会長の選出をお願いしたいと存じます。 正副会長の選出は審議会条例第5条の規定に基づき、委員の互選となっております。委員の皆様にお諮りします、いかがいたしましょうか。 ご意見がありませんようでしたら、事務局に一任いただくというのはいかがでしょう。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、事務局からご提案させていただきます。会長には岐阜大学の原田憲一様、副会長には岐阜市自治会連絡協議会の赤塚昌紀様を考えておりますが、いかがでしょう。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、会長には岐阜大学の原田憲一様、副会長には岐阜市自治会連絡協議会の赤塚昌紀様ということで、よろしく願いいたします。正副会長には、それぞれの席に移動をお願いします。</p> <p>(正副会長 席へ移動)</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、議事に先立ち、正副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ご指名いただきました岐阜大学の原田と申します。よろしく願いいたします。通学区域に関しては「子どもたちの学校教育を主体に良い教育を」という観点が一番大切だと思っておりますが、地域住民の問題も絡んできますの</p>

	<p>で、慎重に考えなければならないと心得ています。委員の皆様のご協力をもって、慎重に良い議論をいただきたいと思います。どうかご協力をよろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>明德自治会連合会長をしています赤塚でございます。知識も経験もあまりありませんが、誠心誠意頑張っこの審議会がうまく成り立ちますように頑張っまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。それでは、ここからは会長の司会進行でよろしくよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>よろしくお願いいたします。まず、議事に入る前に「岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領」第3条第2号の規定に基づき、本会議の公開又は非公開について、お諮りします。今のところ、傍聴希望者はおられないようですが、会議の途中に、傍聴を希望される方が来られた場合の対応も考慮して、お諮りいたします。今回の審議会につきましては、何ら非公開とすべき議事がございます。従って、本会議を公開すると決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>
会長	<p>異議なしという声をいただきましたので、本会議を公開いたします。なお、会議は公開でありますので、「岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領」第5条の規定に基づき、本会議の会議録は公開いたします。各委員におかれましては、その旨ご承知おき下さい。</p>
	<p>日程7 議事 ①「厚見小学校及び厚見中学校」並びに「加納小学校及び加納中学校」の通学区域の変更について</p>
会長	<p>それでは議事に入りたいと思います。「厚見小学校及び厚見中学校」並びに「加納小学校及び加納中学校」の通学区域の変更についてですが、まず事務局から説明いたします。</p>
事務局次長	<p>議事の前に ここで事務局より一つご相談があります。資料にもあります通り、中洲町自治会からの通学区域の変更の要望ということで、本審議会委員でもある大野一生厚見自治会連合会長の同意書が提出されております。審議案件の当事者となられることから、大野委員からも本議事への参</p>

	<p>加についてご相談いただいております、審議開始前に、大野委員の本議事への参加について審議会内でご判断いただければと存じます。</p>
会長	<p>事務局の説明の通り、厚見地区から加納地区への通学区域の変更について厚見自治会連合会長として大野一生委員が審議案件の当事者となられます。会長から提案させていただきますが、審議に疑義を持たれることがないように大野委員には退席いただいた方が良いでしょうかと考えますが皆さんいかがでしょうか。</p>
委員	<p>退席とは審議状況を全く知り得ない状況となるのですが、それはいかがなものでしょうか。一般傍聴も認められている中、審議・採決に参加しない前提で席に着いて頂く分には問題ないのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>議事に関して審議・採決には参加しないが、席には着いていただいておりますというご意見をいただきましたがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは大野委員は本案件の審議及び採決には不参加という取り扱いをお願いいたします。</p> <p>では、改めて、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>「厚見小学校及び厚見中学校」並びに「加納小学校及び加納中学校」の通学区域の変更について、教育委員会から審議会へ諮問いたしますので、前へお越しく下さい。</p> <p>(教育委員会より審議会へ「厚見小学校及び厚見中学校」並びに「加納小学校及び加納中学校」の通学区域の変更について」諮問)</p>
学校指導課長	<p>(学校指導課長 説明)</p>
会長	<p>ありがとうございました。本件につきましては関係する両自治会から承諾が得られており、該当地域住民の合意が形成されている点などから、今回で当該案件についての結論を得たいと存じます。</p> <p>つきましては、答申案を示させていただきます。</p> <p>ポイントとして1つ目は、通学路の安全性に優れているということ。2つ目が、ほとんどの児童生徒が加納小学校及び加納中学校への通学を申し出て、実際に通学していること。3つ目が、大倉町の住民が加納小学校及</p>

	<p>び加納中学校を地域活動の場、選挙の投票所、災害時の避難場所として優れており、現実的な生活圏であると認識しておられるということ。4つ目が大倉町とともに自治会を構成する中洲町の通学区域が既に平成22年度に加納小学校及び加納中学校に変更されたということ。5つ目として、今回の大倉町の変更の要望は大倉町住民の総意であるとともに、関係自治会の同意に基づくとということの5つを挙げさせていただきました。</p> <p>その結果、大倉町の通学区域を厚見小学校及び厚見中学校から加納小学校及び加納中学校に変更することが適当であるのではないかとということをもとめさせていただきました。この答申案について、ご意見・ご質問等ありましたら、ご発言ください。</p>
委員	<p>これは要するに内規で既に大倉町が厚見小学校でも加納小学校でも選べる区域であるという前提に立って、この通学区域の変更の要望が認められていると理解してよろしいですか。</p>
学校指導課長	<p>その通りです。</p>
委員	<p>ということは、この内規以外の地区について、例えば他の地区から他の小学校が近いから変わりたいと言ってもそれは認められないということですか。</p>
教育長	<p>内規に基づいて実際に加納小に通学しており、住民の総意と自治会の承諾が得られていることが前提であります。どこかの地区が「近いから、こちらの中学校へ行きたい。」というだけでは変更を認めておりません。</p>
委員	<p>この内規は昭和46年教育委員会議決で43年前に出来上がったものであります。その後、3年ごとぐらいに改正されていますが、どういった内容の改正がなされているのですか。</p>
事務局	<p>昭和50年代の学校新設によって、本来の通学区域より近い学校ができた場合の措置としてあったと聞いております。</p>
委員	<p>たまたま、私のところに来た話ですが、現在、茜部小学校に通っていらっしゃる方から「集中豪雨など何かと学校へ迎えに行く機会が多いが、車にも乗れず大変である。加納西小は家からも近く便利だが、教育委員会に隣接小学校の選択制について問い合わせても近いというだけでは認められなかった。今後、この課題を話し合っていたきたい。」という要望がきました。</p>

	<p>この内規は制定から43年も経っており、最近、ゲリラ豪雨などいろいろな災害が頻発する中、気象状況・社会状況などが当時と明らかに変わってきていると思います。</p> <p>ですから、今日、この場というわけではないですが、この内規自体の見直しを議論の俎上に載せていただく必要もあるのではないかと思います。その点、教育委員会はどうお考えですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>大変重いご指摘かと思いますが、一人のご家庭やご家族にとって不都合があるということが、それが通学区域のすべての人にとって、不都合があるというわけではないだろうと推測できます。しかし、公立小中学校の通学区域は、現に住む場所によって決められるのが大原則であると思っています。</p> <p>しかし、今、義務教育も競争原理を取り入れて、その中で切磋琢磨し、より良い教育を提供すべきだという考え方が片方にあることは間違いありません。例えば、学校選択制を取り入れ、競争を促し、もっと活性化すべきだという意見があるのも事実です。</p> <p>私どもは、そうした考えがあるのは承知しつつ、コミュニティ・スクールを重要視していますので、義務教育の子どもたちは、その地域の中で育てられるべきだと考えています。</p> <p>いじめの存在や親以外の保護者の居住地など、例外的に通学区域外の学校へ通う基準は定めていますが、今おっしゃるような状況について、斟酌すべき要件ではありますが、現状の私どもの基準では、やはり認めることができないこととなります。</p>
<p>委員</p>	<p>現状、認めることはできないということは結構ですが、今後の課題として、俎上に載せることはできないかと申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>通学区域の安全は私どもも非常に重要であると考えていますので、もし、茜部小学校で災害などの時に、お子様の引き取りが難しい場合は学校が最後まで責任を持ってお預かりするようにいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>内規自体を見直してはどうかというご意見をいただいている中で、教育長からは具体的に問題があれば、対処できるというお答えをいただきました。</p> <p>制度自体を見直すことは大きな問題ですが、そういうご意見があったということで、一度、検討するかどうかをまず検討していただければと思います。</p>

教育長	お困りのことについては私どもと学校と相談して、もし具体的に教えていただければ対応できるようにしたいと思います。
会長	古い規則だから駄目というわけではありませんが、現状に合わない規則であるのかも踏まえ、今の通学区域の内規について不都合があるのかもどうかを再度ご確認くださいと思います。
委員	今回の答申案を見ると、やはり、どこの学校の通学区域にも答申の1～5の理由に該当するようなどころがあるわけです。ですから、もっと弾力的に今後検討していただきたいという趣旨です。
会長	委員の方からそういうご意見をいただいたということをご承知おきください。
委員	気になる点が1点ありまして、現状を教えてくださいたいと思います。現状の厚見小学校の通学者は1人となっていますが、この方も今回の要望に対して同意されているということですか。
学校指導課長	はい。
委員	転校するということですか。
学校指導課長	はい。子ども自身も保護者も同意の上で、加納小学校へ転校することに同意をいただいています。
委員	分かりました。
委員	私も1点よろしいですか。答申が決定して、最終的にこの案件が要望どおり決まった場合、内規から大倉町は削除され、加納小しか通学することができなくなる。それも含めて住民の方は同意されたということですね。
学校指導課長	はい。
会長	諮問書に添付された地図の緑色で囲まれている地区が内規地区であり、中洲町は赤のラインで、すでに加納小学校、加納中学校へと変更されている。大倉町は内規地区であったけれども、今回、加納小学校、加納中学校に内規地区から変更するので、赤ラインが大倉町の下をとおるというように理解してよろしいですか。

学校指導課長	はい、そのとおりです。
委員	過去の通学区域変更も含め、変更する条件としては、内規による自由通学があり、かなりの児童生徒が実際通っていること、プラス住民の総意というこの2つが条件かと思いますが、この住民の総意という住民の単位としては、町単位なのか自治会単位なのか、どういう単位で総意という形になるのか教えてください。
学校指導課長	変更を求めている地域のすべての世帯となります。
委員	地域というと中洲自治会ですかね。ここは半分ずつ審議しています。そうしますと、単位としては町という単位でいくのか、どういう単位でこういう区域変更というものが実際にされるべきものなのか教えてください。
事務局	今回は、町単位で要望をいただいたので、町単位で審議したいと思います。前回、中洲町を変更したときに中洲町自治会としては、両方の町で検討してみえたのですが、大倉町の住民の方の同意がまとまらなかったということで、先行して中洲町の方だけ対応させていただきました。
委員	少しお聞かせいただきたいのは、この大倉町の南に矢倉町・八島町がありますが、ここに居る子どもたちは厚見小、或いは加納小に通っているということになるのですか。
学校指導課長	現状は、矢倉町は児童生徒が4人おり、2人が加納小、2名が加納中に通っており、八島町においても児童生徒が6人おり、2人が加納小、3人が加納中、1人が岐大附属小へ通っている状況です。
委員	ということは、今後、矢倉町・八島町からも当然、こういう要望があがってくる可能性はありますか。
学校指導課長	今のところはないですが、あがってくる可能性はあると捉えています。
会長	現にこの地区の子どもたちは加納小・中へ通っているけれども、町内の総意としての要望が出ていないということですね。
学校指導課長	はい。

委員	もう一つ確認させて下さい。中洲町と大倉町は自治会自体を移動するのではなく、通学する学校を変更するというだけで、自治会活動は厚見のままですか。
学校指導課長	中洲町も大倉町も中洲町自治会として、すでに加納東自治会連合会に所属しています。
委員	私どもも柳津小と且格小との内規地区があり、子ども会の関係で悩みが相当あります。例えば、佐波地区の行事に且格小へ通っている子どもが参加したときにお菓子を配るべきかどうかなど。保護者の方からは佐波のPTAの役員を避けるため、且格小へ通うのではないかとといった批判の声も聞かれます。内規を認めることは良いですが、現実はそのような悩みもあります。
会長	今回の大倉町は通学区域とともに自治会も中洲町とともに加納東自治会に変更すると理解してよいですね。
学校指導課長	自治会は中洲町も大倉町も平成22年に加納東自治会へ入っています。
会長	そのほか、ご意見ございませんか。
委員	答申案の(1)で、「より安全性に優れる。」というところがありますが、より安全性に優れていることを大前提に謳うと、今後も同様の理由で通学区域変更の要望が出てくると思います。この(1)がなくても、(2)から(5)までの理由で答申しても良いのではないかと思います。
委員	もちろん通学路の安全性は大事なことですし、そのことをもって、答申がいかに論拠はおかしいと思います。答申はこの(1)から(5)の状況を総合的に勘案して出されているわけなので、今の答申から(1)の安全性について省くという話をしたら原理原則が崩れてくると思います。
会長	(1)から(5)の順序性の問題ですかね。
委員	順序もこだわる必要も特段ないのかなと僕は思います。
委員	委員の心配は、他への波及と言われますが、現実には、(1)は決して間違った表現ではないですね。波及するかどうかは、また別の問題だと思います。

<p>会長</p>	<p>す。</p> <p>条件的には5つの理由で何ら問題はありませんが、(1)から(5)の順序性の問題ではないかと思えます。</p> <p>通学区域変更の答申について、今後の一つのひな形となるので心配されているのかなという気がするのですが。</p> <p>ほかの委員の方、ご意見ください。</p>
<p>委員</p>	<p>安全性というのは非常に大事なのですが、委員の言われるように、波及するということは十分考えられます。安全性というのは、東海道線・大きな県道といった具体的なこの場合の特殊的区域ということで解釈してもらってはどうか。</p>
<p>委員</p>	<p>大前提として、踏切・県道があり、加納小・中への通学の方が安全性に優れていることを審議会として確認したという点については間違っていないと思えます。</p> <p>ただ、他への波及のことを考えるのであれば、諮問文に書いてあるような言葉を使って、具体的に説明すると、他への波及が防げるのかもしれないと思えます。</p>
<p>副会長</p>	<p>地域からの要望書の中に厚見小学校または厚見中学校に通うために交通量の多い国道を渡り、危険な踏切を渡るという文言が入っています。それをトータル的に斟酌し、安全性に優れていると解釈したということで、このままの文章でいいかと思えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。一度答申を出すと、それが基準になるという部分もありますが、通学区域を変更するのは、それぞれの事情がありますし、どういう形で要望が出てくるか、その諮問を受けて、我々がどう審議していくのかという問題等々もあります。</p> <p>今回は当初お示しした案のとおり答申したいと思えます。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは改めて、会長である私より、教育委員長に対して答申させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>

	<p>1 つ目の審議が終わったということで、大野委員は、次の議事からご参加いただき、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p> <p>事務局次長 会長</p>	<p>②柳津小学校スクールバスのあり方について</p> <p>続きまして、議事2にうつります。事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局次長 説明)</p> <p>ありがとうございました。柳津小学校のスクールバスは柳津町との合併時から懸案事項として残っています。当事者である柳津地域協議会での協議をお願いしておりましたが、この夏、協議いただいて意見書の提出を受けました。意見書の内容は存続を求めるという内容です。</p> <p>一方で岐阜市内でスクールバスを運行している小学校は柳津小学校のみであって、その通学距離は遠距離通学補助制度の基準にも満たないという状態であるのが現実であります。</p> <p>そこで今回、委員の皆さまにご意見を伺いたいというのがこの議事の内容です。</p> <p>今、説明していただいた通り、ポイントとして、柳津村と佐波村の合併時からの続いたバスであるということ。あるいは通学路の交通量が多い中、安全確保のためにスクールバスを今まで利用していたという問題。</p> <p>そういった意見を踏まえ、今後どうしていくかという点を忌憚なくご意見いただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>柳津との合併協議会の中で、我々の認識は、この10年を目途に岐阜市と同じような住民サービス水準にするという認識であったわけです。そういう意味で言うと、整合性を生み出すのは非常に難しいと思います。</p> <p>この問題を通学審に諮るのがどうかというのは非常に難しいところですが、私どもとしては柳津地域協議会の意見書については全く納得できるというわけにはいかないと思います。</p> <p>岐阜市の中で何故柳津小だけスクールバスがあるのかということの整合性を他の市民に聞かれたときに応えられないという状況でありますから、僕は一定限度期限を切るべきだと思います。</p> <p>過去の審議会では現行のバスが壊れたらなくなるといった発言もありましたが、現在も半分は岐阜市の一般財源からも予算を入れており、柳津の基金を使っていると言われるかもわかりませんが、やはりおかしいだろうと思います。</p> <p>同じ岐阜市になり、10年を目途と考えた時に一定限度方向性を見い出さないと、他の市民の皆様説明がつかないと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。最初に教育長が言われた通り、均等な教育をするというところで、有利・不利ができてはいけません。その他いろいろな方面からご意見いただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今回のスクールバスはこの審議会でどういう位置づけになるのでしょうか。ここで決定したことをそのまま教育委員会が進めていくのでしょうか。</p> <p>審議会の中で検討する場合、やはり柳津小学校のスクールバスの不公平感是否めないとしか私は言えません。</p> <p>ここに出した意見がどの程度重く受け止められるのかというところを教えてください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>教育委員会として平成18年に諮問しており、答申はいただきたいと思っています。答申に基づき教育委員会で方針を決定し、実際バスを運行している柳津振興事務所に教育委員会からの意見として出すことになるかと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>柳津地域は隣接の地区ですので、非常に発言について微妙な思いがありますが、私は柳津町と岐阜市の合併協議に当初から関わっている一人ですので、5年から10年といった一定の期間で、すべての協議事項がスムーズに変更されるべきことが合併のルールではないかなと思います。</p> <p>そうした中で、柳津町の方自身が子どもたちの通学の安全を確保するために地域の見守りの体制を整え、子どもたちを通学させるという流れが作られていくことが大事ではないかと思っています。</p> <p>だから無理矢理に平準化しろと申し上げることはずっと控えてきましたが、合併のルールの中で、平準化の時期というものは当然あると思います。</p> <p>これはスクールバスの問題だけではなく、自治会、公民館制度など様々なものが違っていた訳です。それを岐阜市と同じような形にしていく期間というのは15年や20年といった長い時間ではないと思います。</p> <p>やはり委員が言われた通り10年というのが一つの大きな目途だと思います。歴史は理解するけども、柳津の地域の中でそういう点の合意をしていただいて、岐阜市との平準化がしっかりできるように努力いただきたいと思っています。</p> <p>スクールバスが無くなることによって子どもたちに与える安全性が低下するとか教育効果にどういう影響が出るかということも、もっとその地域自身で良く話し合っていたらいいなと思っています。</p> <p>どこの地区にも本当に遠くから通っているお子さんがおり、同じ悩みを抱えて苦労しておられると思いますし、自治会の責任者の方、教育委員会も苦労しているのではと思います。</p>

	<p>是非、柳津町自身の地域におけるご理解を深めていただいて、所定の時期には岐阜市との平準化を綺麗な形で進めていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。具体的に柳津地域協議会で協議してくださいとお願いしていましたが、5年とか10年とか期限を切ってお願いはしていませんでしたね。</p>
	<p>取りまとめた意見が資料⑩として地域協議会から出てきており、それにはバスを継続したいと言っています。始めから我々と意見の相違があるなか、もう少し「なるほど必要性を認めなければいけない。」という意見が出てこればいいですけども、この意見書では理解は得られません。</p> <p>子どもたちの見守り隊などは我々の地域でも組織されており、柳津もそういうものを考えなければならない時代です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>委員が言われた子ども見守り隊は柳津も組織されております。しかし、スクールバスを運行しているため実際は動いていないということをご承知ください。</p>
	<p>小学校の校長と言う立場でお話ししますと、今、通学距離を考えた時には3.5kmであれば岐阜市と合わせるべきかなと思います。</p> <p>ただ、違いがあるのは、岐阜市は小規模校が遠距離通学しており、柳津小学校は700名と非常に大規模な学校でスクールバスを運行している点で、100名以上の利用者がいるなか、小規模校と同じようにスクールバスを距離的な問題だけで考えるのは難しいと思います。</p> <p>意見書で述べられた通学路の整備率や大型商業施設による交通量の問題があるなか、本当にそれだけ多くの子たちの通学の安全が確保できるかということと一緒に検討していく必要があるのかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>このスクールバスの問題はずっと昔から出ており、そういった問題は当該地域で検討されるべき内容だと思います。それがされていないので、問題になっているのであって、議会でも質問されているのです。</p> <p>当然、通学の安全性が一番大切であって、ならばすべての地域でスクールバスを走らせる可能性と考えた時に柳津だけバスを継続させる根拠にはならないと思います。これは真に柳津町は岐阜市と一緒にあって岐阜市の中の一つの地域となり得るかということについての試金石だと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>最初に言いました通り、今回の審議会では答申は出しません。今回の審議は一つの結論にまとめるということではなくて、子どもたち、地域住民、制度の問題、いろいろな観点から考えるご意見を出していただいて、次回答申案の審議につなげたいと考えております。</p> <p>そのほか何かありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>最近の柳津町の道路整備状況を見ますと、柳津小学校に至るカラフルタウン北側道路の歩道整備などかなり整備されてきています。ですから通学路やありとあらゆるものの検討の結果、どうしてもバスを選ばざるを得ないという資料が我々にあがってくれば、それについて意見を申し上げることができます。しかし、今の状況で過去の佐波村との関係がどうだったとかいう意見だけでは、なかなかそれについて意見を申し上げる状況でないと思います。</p> <p>基本は柳津地域協議会で議論していただくのが大事ですし、小学校やPTAの皆さんの意見を聞き、きちっとしたものをご提示いただきたいと思います。そのうえで我々に判断を求めることが大事なことでないかと思えます。</p> <p>わたしは柳津の子どもたちの安全が確保できなくてもいいとかいう思いではありません。しかし、議会というのは他の事も検討しています。子供たちの安全は絶対必要だという思いなら、いつまでもバスを走らせればよいと思いますが、それはもう少し、詰めたうえでご決定いただきたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>詳細な部分も材料を確認し、合意を取りながら一番良い方法を決定していくという事ですね。</p>
<p>委員</p>	<p>その努力が必要ではと思います。我々も努力しなければならないと思いますが、それぞれの立場の方がそういう努力が必要ではないかと思えます。</p>
<p>副会長</p>	<p>今、お話聞いておきまして、確かに公平性の問題や過去の経緯も含めて、バスの廃止はやむを得ないかと思えます。</p> <p>ただ、問題は子供たちの安全の問題、特に通学路、見守り隊、道路の環境といったものをしっかり整えないと、万一事故があった時に批判を受けますし、地元の方々に任せるだけでなく、市や警察への要望などを十分対応いただいて、方針を決定していただきたいと思えます。</p> <p>地元の同意や環境整備には意外と時間が掛かりますから、早急に取りかかっていけたらと考えます。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>バスを運行している柳津振興事務所の属する地域自治区が平成28年3月が設置期限となっていると聞いています。ということは当然スクールバスのあり方も含めて、その後の対応を早めに決めていかなければならないと思います。今日お話しいただいたことを基に、本年度中にもう一度審議会を開催し、いろいろな材料を提供していただきながら、答申案を作成していきたいと思います。</p> <p>日程8 報告</p> <p>①市内小中学校の適正配置・適正規模化について</p>
<p>会長</p>	<p>それでは次の報告事項「市内小中学校の適正規模化・適正配置について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>(次長 説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。徹明小学校と木之本小学校の統合については今年3月に教育委員会で方針を決定され、両小学校のPTAや自治会に説明会を重ねてきましたが、今後も引き続き説明会で理解を求めながら、統合準備委員会での具体的協議を進めていかななくてはならない状況とのことです。いわばなかなかスムーズに進んでいない状況だと理解した訳です。</p> <p>今回この議題は報告を受けましたので、この件について質問・ご意見がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>今、教育委員会の説明を聞くと、着々と統合に向けた準備が進められているように聞こえますけども、実態は徹明自治会連合会長と副会長が教育委員会へ統合の白紙撤回の申し入れをされています。小学校のPTAの方も反対していて、かなり深刻な事態になっているということです。</p> <p>これが順調にいけば、校名を決め、議会に条例案をあげるということですが、おそらくそこまでは至っていないと思います。</p> <p>今日せっかくの機会ですので、なぜ徹明の方々が反対されているかということをもとめてきましたのでご披露します。</p> <p>①当初より統合準備委員会の運営は木之本小ありきですすすめられている。</p> <p>②事務局次長と木之本連合会長とは市役所の土木部と水道部で上司・部下の関係であったことがおかしい。</p> <p>③第11回の準備委員会でも決定に慎重論の意見があったにもかかわらず9月11日に報告書を提出した点</p> <p>④そして9月11日に徹明自治会が学校の存続を求める署名を持って教育</p>

<p>会長</p>	<p>委員会へ行く日にもかかわらず、同日午前に報告書の提出を行ない、それを地域の人に知らせなかったこと</p> <p>⑤ P T Aの意見交換が2月28日に行なわれたが、土日を挟んだたった3日後に方針決定をしたこと。</p> <p>⑥ 将来の人口予測にも全く触れていない点。現状は木之本小の児童数は徹明の2.5倍ですが、徐々に徹明が増え、平成35年度ではその差はわずか10名になります。また、岐阜市指定区別年齢委別男女別人口調査を見ると平成31年度の新入学生は徹明の方が36名、木之本は32名と逆転し、しかも平成32年、33年では木之本がわずか1名だけ多いのです。要するに10年以内には同規模校になってしまうという人口予測が出ているのですがそのことについて、全く教育委員会は触れない点。</p> <p>⑦ 中心市街地の活性化の問題についてまちなか居住推進事業の指定区域にたまたま徹明も木之本も入っているので教育委員会は「木之本も中心市街地です。」と言いますが、本来の意味で中心市街地はあくまで徹明を指すはずで、そういった問題も触れていない点。</p> <p>⑧ 木之本小へ決定した根拠が児童の総通学距離ということになっていますが、児童数が多い校区の方が総通学距離が短くなるのは当たり前ですし、しかもその数字は開校時にはいない現在の児童を対象に測った数字を使って、全く意味をなしません。そのかわり平均値を取っていった場合、1人当たりの通学距離は全児童が徹明に通う場合は1.212キロ、木之本に通う場合は1.344キロということで徹明に通った方が近くなります。木之本が有利になるように総通学距離で比較しており、おかしい点。</p> <p>⑨ それから教育長が今年5月にP T Aと懇談した際、「私が教育長であるかぎり、方針が撤回されることはない。」というようなことを話され、P T Aの方が不信感を抱いている点。</p> <p>以上9点述べましたが、それぞれについて非常に徹明の方々が今回の統合について不信を持つ多くの原因があるということをお皆さんにわかってほしいと思います。</p> <p>それともう一つ大事な事で文部省の通達があります。そこには1点目として無理な学校統合は禁止しますとあります。2点目には小規模校の尊重、3点目は通学の負担配慮、4点目は学校の地域的意義の考慮、が書かれています。あくまでも無理な学校統合ではなく、地元の合意を得なさい。というのが文部省の通達の主旨です。現状、これだけ徹明の方が統合には反対していることは文部省の通達に抵触しているのではと思います。それを無視した形でこれ以上進めるかどうか私は大変疑問に思います。</p> <p>ありがとうございました。最初に申しました通り、ここで議論を重ねて方向づけるということではなくて、報告事項ということで報告いただいた</p>
-----------	--

<p>会長</p>	<p>ことに対するご質問ご意見を言っていただくということで、無視する訳ではありませんが、今ご意見いただいたのを委員の皆さんで共有するということでご理解いただければありがたいと思います。</p> <p>スムーズに進んでいない部分もたくさんあるかと思いますが、いただきました意見を踏まえて教育委員会は子供中心に最善の利益は何かという事を考えていただいて計画を進めていただきたいと思います。</p> <p>日程9 閉会</p> <p>それでは本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。皆様方のご協力により会議を終了することができました。ありがとうございました。</p>
-----------	---